障害の壁 なくして学ぼう

障害の壁 なくして学ぼう

障害者差別解消法の施行1年 模索する大学

障害者差別解消法

障害者への「不当な差別的取り扱い」を禁ずる法律。国公立大は障害のある人の「合理的配慮」の提供が法律上の義務になり、私立大は努力義務となった。日本学生支援機構による全国の大学、短大、高等専門学校に通う障害のある学生は2015年度以前より7千人で、9年前の約4倍に増えた。

障害者差別解消法が施行されて 1 年。朝日新聞 4 月 1 日朝刊は、標題のように大学での取り組みを紹介している。

写真は介助体験をする日本福祉大の学生たち。2016 年度は障害のある学生が 111 人在籍し、238 人が要約筆記や映像教材の字幕づくり、手話通訳のボランティアに登録している。17 年度中には、支援の専門性を高めた学生を大学が独自に認証する制度を始める予定だ。

名古屋大の障害者支援室の佐藤剛介副室長は「周囲の理解なしに、大学の障害者支援はありえない」と話す。利用者目線に立った施設整備に向け、当事者の声を反映させるとともに、「統一的支援」をめざす。

障害のある学生に対してどんな支援ができるかを検討したり、決めたりする窓口を、昨年 4 月に立ち上げた障害者支援室に一本化した。佐藤副室長は「こうした配慮は『サービス』ではなく、教育を受ける『権利』として保障されているものだという理解を、今後も学内で広めていきたい」と話す。

わが「ふるさと」名古屋市立大の取り組みが気になる。写真チラシのように、6 日 24 日（土）午後、「風よ吹け！未来はここに！！」上映会＆講演会が桜山キャンパスの「さくら講堂」で開催される。

主催は「バクバクの会～人工呼吸器とともに生きる」。人文社会学部も共催団体に名を連ねている。うれしいことだ。じつは、昨年 12 月 3 日「みんなの学校」上映会＆シンポジウムでも、人文社会学部は共催団体として協働した。伊藤恭彦学部長・副学長が閉会の挨拶のなかで、これを機会に障害者問題でも地域連携を深めていきたいと述べた。これが早くも具体化されたわけで、連携と協働の「輪」が広がること、とりわけ学生さんたちの持続的な活動に期待したい。

人文社会学部に在職して学部長を務めていた頃、障害者福祉が専門の滝村雅人先生に相談したことがある。心を病んだ学生にどう対応したらよいか、障害をもった学生への学部としての取り組みなどだ。専門家らしいアドバイスをもらったが、残念ながら学部として取り組みをあまり具体化できなかった。滝村さんは病に倒れ、もういない。障害者福祉や教育に対する、滝村さんのあつい「思い」をつなげていってほしい。

（2017 年 4 月 3 日）